

第 25 期臨時理事会議事録

日時:2014 年 5 月 22 日(木) 12:00~14:00

場所:岡山全日空ホテル

出席者(五十音順): 上田(監事, 選管), 江口(会計), 河津(近畿), 後藤(総務), 坂本(関東), 佐藤(学術), 堀野(九州), 宮本(会長), 山崎(広報)

1. 会長挨拶(宮本)

2. 準会員の入会について(後藤)

・準会員 1 名(産業医科大学医学部教授)の入会申請があり、本理事会で承認された。

3. 会員情報管理および会費管理について(後藤)

【経緯】

2009 年 9 月から「メンバーシステム」の運用を開始。事務負荷が軽減するとともに、クレジットカードでの会費支払いが可能となり、会員の利便性も向上した。しかし昨年、「メンバーシステム」の運営会社が SNS に特化することになり、現状の運用が難しくなったため、2014 年 9 月末で契約を打ち切ることにした。このままでは、10 月以降の会員情報管理に支障が出るのが予想される。

【今後の選択肢】

1)メール方式

会員情報管理: 「メール」または「連絡専用サイト」経由で事務局に連絡させる。
会費管理: 郵便振替のみとなる。
メリット: 費用が安い(初期費用 5 万円, 維持費用 10 万円を予定)。
デメリット: 同窓会への依存度が増加する。
会員が自身の情報が確認できない。

2)メール方式+事務担当者配置

上記 1)の事務作業を同窓会担当者に依頼するのではなく、事務請負会社と委託契約する。費用は人件費分増加するが、より早く正確に会員情報管理ができる。

3)システム運営業者への委託

会員情報管理: 以前と同様、会員情報管理システムを運営する業者と契約する。
会費管理: 郵便振替に加え、クレジットカード決済機能も追加可能。
メリット: 会員の利便性が高い。
事務局の負荷は、初期設定時は大きいですが、運用開始後は最小となる。
デメリット: 費用が高い(初期費用 50 万~80 万円, 維持費用 40 万~60 万円を予想)。
2014 年 10 月からの運用は不可能。

【結論】

・『システム運営業者への委託』を進めることになった。

・維持費用がかかる場合、医学部卒業生の年会費を 5,000 円に増額することも検討する(その場合、9 月に産推研 ML で会員に広報し、10 月 4 日の次期総会における審議事項とする)。ただし、全国大会が隔年で大学開催となっており、コスト圧縮が期待されるため、年会費増額については慎重に推移を見守る。

・新システムは 2015 年 4 月の稼働を目標とし、第 27 期年会費(2016 年 12 月請求)は新システムで運営できるようにする。

・2015 年 3 月までの会員情報管理については、『メール方式+事務担当者配置』で対応することになった。

・事務担当者については、会員宛郵送物(年会費請求書や学術アンケート)の発送作業も含めて委託契約できるか検討する。

4. 会則・施行細則の改正について(後藤)

- ・①～⑩が本理事会で決定された。
- ・②, ③については10月4日の次期総会における審議事項とする。

1) 会則

第8条(会員)

本会は次の会員をもって組織する。

正会員:産業医科大学医学部、同産業保健学部、同大学院および同医療技術短期大学、同専攻科を卒業し、本会の主旨に賛同し入会を希望する者

準会員「特別会員」:本会の主旨に賛同し入会を希望する産業医学関係者で、正会員の紹介を受けた者

賛助会員:本会の主旨に賛同し入会を希望する個人または団体で、理事会の議を経て推薦された者または団体「もの」

①正会員にある「大学院」とは、「医学専攻(博士課程)」、「産業衛生学専攻(修士課程)」、「看護学専攻(修士課程)」の全てを含むものとする。

②準会員を特別会員に名称変更する。

【理由】 ・語感を良くする。

・これまでの産推研活動に貢献された会員も含まれるため、その方々への敬意を込める。

③賛助会員は団体会員のみとし、個人会員を削除する。

【理由】 ・非卒業生の入会手段となるのを防ぐ。

・次期総会までの期間で、個人賛助会員での入会希望者が出た場合は、⑨に依ることとする。

2) 施行細則

施行細則7

産業医科大学卒業生以外の者の入会を推薦する会員は、総務担当理事に文書でその旨を伝える。準会員の入会は、理事会で承認が得られた場合に認められる。

なお、原則として産業医科大学の教職員等の関係者「常勤の教育職員」のみ入会「および会員資格の継続」が認められる。

④教育職員とは、「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」を指す。

・名誉教授は常勤ではなく、教育職員に含まない。

⑤準会員が教育職員でなくなった場合、その日を含む産推研会期の末日をもって会員資格を喪失する。

3) 内規

⑥～⑨は、内規に関する事項のため掲載しない。

4) メーリングリスト運用細則

メーリングリスト運用細則 2

(本メーリングリストの参加者)

本メーリングリスト参加者は、産業医学推進研究会会員「(賛助会員の所属者を除く)」であり参加を希望した者とします。

⑩第 20 期理事会決定の追加。

5. 顧問について(後藤)

・主に選任方法について意見がでたが、決定には至らず、継続審議となった。

- 【例】
- ・学長を退官された先生に御就任いただく。
 - ・会員区分に名誉会員を作り、その中から御就任いただく。

注:一般公開版のため、本来の議事録を一部改編しています。